

議案第二十七号

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日  
教育委員会議案資料 No. 8

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあつては」及び「これらの期間を」を削る。

第十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

欠勤等日数	割合
二十三日未満	百分の百
二十三日以上三十三日未満	百分の九十
三十三日以上四十三日未満	百分の八十
四十三日以上五十三日未満	百分の七十
五十三日以上六十三日未満	百分の六十
六十三日以上八十三日未満	百分の五十
八十三日以上百三日未満	百分の三十
百三日以上	百分の十

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となるときにおける割合は、零とする。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

3 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第二条 条例第二十七条第一項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第二十八条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、基準日以前六箇月間(以下「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>八十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第二条 条例第二十七条第一項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第二十八条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、基準日が三月一日又は六月一日である場合にあつては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあつては基準日以前六箇月間(以下これらの期間を「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>八十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(中略)

(支給日)

第十四条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一 六月に支給する期末手当にあつては六月三十日
  - 二 十二月に支給する期末手当にあつては十二月十日
- 2 (略)

(後略)

別表第一(第四条関係)

欠勤等日数	割合
二十三日未満	百分の百
二十三日以上三十三日未満	百分の九十
三十三日以上四十三日未満	百分の八十
四十三日以上五十三日未満	百分の七十
五十三日以上六十三日未満	百分の六十
六十三日以上八十三日未満	百分の五十

(中略)

(支給日)

第十四条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い金曜日とする。

- 一 三月に支給する期末手当にあつては三月十五日
  - 二 六月に支給する期末手当にあつては六月三十日
  - 三 十二月に支給する期末手当にあつては十二月十日
- 2 (略)

(後略)

別表第一(第四条関係)

欠勤等日数	割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	百分の百
基準日が十二月一日である場合	百分の九十
十二日未満	百分の百
十二日以上十七日未満	百分の九十
二十三日以上三十三日未満	百分の九十
日未満	百分の九十

八十三日以上百二日未満	百分の三十
百三日以上	百分の十

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間(週休日等を除く)から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となるときにおける割合は、零とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後

十七日以上二十二日未満	三十三日以上四十三日未満	百分の八十
二十二日以上二十七日未満	四十三日以上五十三日未満	百分の七十
二十七日以上三十二日未満	五十三日以上六十三日未満	百分の六十
三十二日以上四十二日未満	六十三日以上八十三日未満	百分の五十
四十二日以上五十二日未満	八十三日以上百三日未満	百分の三十
五十二日以上	百三日以上	百分の十

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間(週休日等を除く)から欠勤等日数を減じた日数が一日未満となるときにおける割合は、零とする。

の港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

3| 令和五年六月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第一の規定の適用については、同表中「二十三日」とあるのは「十二日」と、「三十三日」とあるのは「十七日」と、「四十三日」とあるのは「二十二日」と、「五十三日」とあるのは「二十七日」と、「六十三日」とあるのは「三十二日」と、「八十三日」とあるのは「四十二日」と、「百三日」とあるのは「五十二日」とする。